

### 児童扶養手当

問い合わせ こども支援課児童福祉担当 内線 243

父母の離婚などが理由でひとり親である家庭の生活の安定と自立、子どもの福祉の増進を目的として支給される手当です。

支給月…4月、8月、12月（4か月分ずつ）

#### ● 手当額（月額）

平成30年4月から手当額が変更となります。（H29年の消費者物価指数が前年比0.5%上昇に伴う増額）

	全部支給	一部支給（所得に応じる）
子ども1人	42,500円	42,490円～10,030円
2人目の加算	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降の加算	6,020円	6,010円～3,010円

#### ● 所得制限額

扶養親族等	本人		扶養義務者・配偶者 ・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

※養育費の8割は所得に加算されます。

※一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

#### ● 対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てている親または養育者で一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障がいがある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象（一定の障がいがある場合は20歳未満）

#### ● 対象外

- ・申請者や子どもが日本国内に住所を有しない
- ・子どもが児童福祉施設などに入所している

### 高等職業訓練促進給付金

資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間（上限36か月）支給します。

#### ● 対象資格

看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・調理士・製菓衛生士など ※講座等の申し込み前に問い合わせ必須。

#### ● 支給額

課税世帯……7万5千円 非課税世帯……10万円

※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

※修了した場合に一時金2万5千円（非課税世帯5万円）を支給します。

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

### ひとり親家庭高等訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を受給している人に、入学準備金（50万円以内）や就職準備金（20万円以内）の貸し付けを行います。資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し5年間従事した場合、貸付金の返済義務が免除されます。

☎ 埼玉県社会福祉協議会（ホームページを参照）

### 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

家庭の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を貸付する制度です。※希望する人は事前相談してください。

【貸付内容】 就学支度金、修学資金、技能習得、修業、生活、住宅、転宅、事業開始・継続、結婚（子）

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

### ひとり親家庭等医療費助成制度

児童扶養手当と同じ支給要件で、医療費の一部助成を行います。※健康保険に加入している人に限る

#### ● 助成内容

入院、通院による保険診療の一部負担金 ※課税世帯の人には外来1,000円まで（人、月、医療機関ごと）、入院1,200円（1日）の自己負担金が発生します。

### ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。（月1万5千円が上限）

#### ● 申請の手続き

登録申請→認定→助成申請→審査→決定振込 ※所得制限なし

☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 243  
三芳町ファミリー・サポート・センター ☎ 258-0075

### 自立支援教育訓練給付金

指定教育講座受講者に、経費の60%を支給します。（1万2千円以下でないこと。20万円が上限）

#### ● 指定教育講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
- ・別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

その他、高等学校卒業程度認定試験合格支援、シングルパパママのおしゃべりサロン、こどもの学習支援などもありますのでお問い合わせください。聞きたいこと、心配なことなどありましたら一人で悩まずにご相談ください。  
こども支援課児童福祉担当 ☎ 243



お忘れなく

## 必要な人に必要な支援を ひとり親家庭 などへの支援

さまざまな制度があることを  
ご存じですか。  
ぜひご利用ください。

# 児童扶養手当現況届提出期間

## 8/1 (水)～31 (金)

（土日祝日を除く）8:30～17:15まで

- ※ 8月4日(土)は8:30～正午まで
- ※ 8月13日(月)は8:30～19:00まで

児童扶養手当受給者は、前年の所得等の状況と8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。※現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。（特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。）

## ★現況届受付期間中に下記の相談会を開催します。お悩みの人はご利用ください。

### ひとり親家庭等就業支援相談

ひとり親家庭等のママ・パパの就職活動をマンツーマンでお手伝いします。

【相談内容】 子育てと仕事の両立、ブランクからの復帰、ステップアップ、資格取得、履歴書の書き方、面接への不安など。

※仕事や求職活動をしていない人で、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出」が必要な場合はこの機会をぜひご利用ください。

西部福祉事務所 就労支援専門員による相談	ハローワーク所沢就職支援 ナビゲーターによる相談
<b>8/15 (水) 28 (火)</b>	<b>8/3 (金) 20 (月) 30 (木)</b>

時間：10:00～16:00（1人1時間程度）

場所：役場 202 会議室

申込み：下記に電話で予約申し込み。

☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 243

### ひとり親家庭相談会

ひとり親の自立をお手伝いする専門支援員がお話を伺います。

【相談内容】 進学費用、資格取得、養育費、生活費、貸付の希望など。

※お子さんの高校・大学・専門学校などの進学費用についてお困りの人には、無利子で利用できる福祉資金貸付の紹介も行います。

西部福祉事務所 母子・父子自立支援員による相談
<b>8/14 (火) 23 (木)</b>

時間：10:00～15:30（1人30分程度）

場所：役場 202 会議室

申込み：下記に電話で予約申し込み。

☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 243